

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 4 月 11 日 (木) 午後 1 時開会

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 議案第 49 号 | 湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 4 議案第 50 号 | 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 議案第 51 号 | 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 議案第 52 号 | 令和 6 年度湖西市環境センターリサイクルプラザ火災復旧工事の契約締結について |

- | | |
|--------------------|---------------|
| ○本日の会議に付した事件 | 議事日程に掲げた事件に同じ |
| ○出席及び欠席議員 | 出席表のとおり |
| ○説明のため出席した者 | 出席表のとおり |
| ○職務のため議場に出席した事務局職員 | 出席表のとおり |

午後1時00分 開会

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回湖西市議会臨時会を開会いたします。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

○議長（馬場 衛） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 内山浩二登壇〕

○議会事務局長（内山浩二） 議案書の受理について申し上げます。第2回臨時会に市長から提出されました議案は4件でございます。その内容は条例の専決処分3件、契約案件1件でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（馬場 衛） 報告事項は終わりました。

ここで市長の挨拶がございます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 改めましてこんにちは。新年度の早々から臨時議会ということで、今回開いていただきましてありがとうございます。今議長からもありました新年度に入りまして、行政の職員のほうの顔ぶれも変わってまいりました。教育長等々、これから気持ちも新たにといいますか、頑張ってまいりたいというふうに思っております。

議会事務局長が替わって、一番そこが緊張してるのかなと僕から見ると見えたんですけども、しっかり皆様からも御指導をいただければというふうに思っております。

また、この新年度ということで今週は小学校、中学校、そして県立高校等も入学式が行われました。大勢の市議の皆さんにも御参加をいただきましてありがとうございます。ちょうど今年は、桜がまだ残っていたり見頃だったりとということで、本当にいい雰囲気の中での入学式ができて、門出また入学をお祝いできたのかなというふうに思っております。

また、昨日は新年度ということで、全国の市長会の理事会があつて東京に行つてまいりました。時期が時期だけにというか、世の中的に挨拶の後、二言

目には静岡県知事の話で、いろんなお話をいただきましたけれども、それはとにかく災害対応、災害職員の派遣の話ですとか、またちょうど湖西市でも今、浜松市や磐田市と研究会をやっている新しい持続可能な公共交通、ライドシェア、そういった議論などにも有識者の方の御講演なども聞きながら進めてまいりました。また、これは改めてライドシェア等の、各地で始まっておつて今これから補正予算などをお願いしながら、湖西市でも新しい取組を進めていこうかと思っておりますので、またこちらのほうは改めて別の場で御審議等をいただければというふうに思っております。

本日は、契約やまた日切れ等の取扱いとなっておりますので、皆様への御審議をどうかよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本年度もどうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） 挨拶は終わりました。

午後1時05分 開議

○議長（馬場 衛） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、14番 竹内祐子議員、15番 荻野利明議員を指名いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長（馬場 衛） 日程第3 議案第49号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分

の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第49号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布をされたことに伴い、湖西市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が令和6年4月1日から施行をされるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、個人の市民税の特別税額控除に係る規定の新設等でございます。また、条例全体にわたり、法改正に伴う字句の整理を行ったものでございます。

詳細につきましては、総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場 衛） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 安形知哉登壇〕

○総務部長（安形知哉） 補足説明させていただきます。条例全体にわたり、法改正に伴う字句の整理を行っております。それ以外の改正につきましては、主な改正の内容は参考資料を活用して、説明をさせていただきますと思います。参考資料の3ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、減免関係でございます。改正内容欄を御覧ください。大規模災害があった際の市民税、固定資産税、特別土地保有税の減免について、今般の能登半島地震の発生なども踏まえまして、従来、個人等の申告書提出に加えまして、市長の職権で減免ができるよう規定をするものでございます。

次に、市民税関係についての改正です。個人の市

民税の特別税額控除に係る規定を新設するものでございます。アスタリスクで記載のとおり、国の政策で行われる定額減税に係る改正で、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するためなどの一時的な措置として、令和6年度の個人住民税において定額減税を実施するものでございます。

まず1点目、附則の第7条の5、7条の6、7条の7及び第7条の8の改正です。こちらの改正内容欄を御覧ください。個人の住民税の特別税額控除に係る規定の新設で、合計所得金額が1,805万円以下の者に対し、納税者、それと扶養親族1人につき1万円を所得割額から控除をするものです。

2点目、附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得の市民税の特例の適用を受けている場合の特別税額控除の算定に用いる所得割の額は、この当該規定を適用した後の額とするものでございます。

3点目、附則の第16条の3、16条の4、第18条、第19条、第20条、第21条、第21条の2及び第21条の3の改正は、特別税額控除の対象となる所得割の額にそれぞれの分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める規定を追加するものでございます。

4ページを御覧ください。固定資産税関係についてになります。

1段目の附則の第10条の2の改正は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、新型の太陽電池を使用した発電設備について、課税標準の特例割合を7分の6とする規定を新設するものでございます。

2段目、附則の第10条の3の改正は、認定長期優良住宅に係る特例について、個人単位で申告書の提出がない場合でも、マンション管理者などから必要書類の提出がされた場合は、特例を適用できるとする規定を新設をするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

12番 楠 浩幸議員。

〔12番 楠 浩幸登壇〕

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○12番（楠 浩幸） 12番 楠 浩幸でございます。

附則の7条のところで、個人住民税についてちょっと伺いをしたいんですけども、聞きたいこといっぱいあるんですけども、ちょっと2点ほど伺いたいと思います。

1点目なんですけども、納税者と扶養家族1人につき1万円を控除するということなんですけども、この扶養家族というのが控除の対象が16歳、17歳、18歳か、これは16歳以下とかそういう小さいお子様にも対象になるのか、そこをまず伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 総務部長、登壇して答弁をお願いします。

〔総務部長 安形知哉登壇〕

○総務部長（安形知哉） お答えをいたします。

扶養の人数掛ける1万円ということで、これについては年齢制限はなく、税金上の扶養になりますので、例えばその世帯主の方が税金上の控除として扶養を取れる範囲ということで、所得でやっぱり38万円以下という金額があります。ですので、年齢関係なく例えば高齢者の方なんかについても、その金額で扶養の対象になれば対象ということになります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸議員。

○12番（楠 浩幸） 年齢関係なくということなんですけれども、生まれたばかりのお子さんがどこを境目に扶養の対象になるのか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

今回、このデフレ対策給付というのが国のほうで示されてまして、基準日というのを令和5年12月1日を基準としております。ですので、その時点での判定ということで、今国のほうからは通知が来ております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸議員。

○12番（楠 浩幸） 扶養家族については分かりました。

あともう一点なんですけども、特別徴収で地方税を皆さんでもそうだと、私たちもそうなんですけども、途中で退職をされる方もいらっしゃると思うん

ですよね。そうしたときに、納税通知書を頂くんですけれども退職をした後、普通徴収に切り替わったときの対応というのはどのようなになるのか、伺いたいと思います。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

今回の改正が特別徴収の方については、まず6月から翌年の5月分、12か月分になりますが、まず計算した、適用後の減額後の所得税なり住民税を、6月分をまずゼロにします。残りの11か月でそれを割るという形で特別徴収するというふうに聞いておりますので、結果的に例えば年の途中で退職をされましたら、10月で退職されてということであれば、11月以降はそこで普通徴収に替えるというような形になりますので、最初の段階で特別徴収の方は6月分徴収なしで残りを11か月で割るということになりますので、その残り分を普通徴収でお願いをするという形になります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸議員。

○12番（楠 浩幸） そうしますと、普通徴収に切り替わるタイミングで、特別徴収で減額をされたものがちゃんとうまく普通徴収分から引き継がれるということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

当初は、特別徴収の時点で適正の年税額が11か月で割りますので、結果的に取り切れない分については普通徴収ということですので、計算上はしっかりしてあるということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸議員。

○12番（楠 浩幸） 分かりました、また分かんないことありましたら伺います。終わります。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○12番（楠 浩幸） はい。

○議長（馬場 衛） 以上で、楠 浩幸議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

17番 神谷里枝議員。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。同じく、議案第49号について質疑をさせていただきます。

私が確認したいのは、特別土地保有税も申告の提出がなくてもよくなりますよということは理解できますが、まずこの特別土地保有税というのは、平成15年ぐらいからあまり効果がないというか、申告の必要もないというふうになっていたと思うんですけども、国のほうから公布されたので今回こういう状況にあるのかどうか、まず確認いたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。総務部長。

〔総務部長 安形知哉登壇〕

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

特別土地保有税については、今議員言われるように平成15年でこの制度自体は廃止になっております。湖西市にも従来は保有税ということで取得の時点、それと保有期間が10年間、規定の5,000平米以上のものを持てると課税対象になったんですが、平成15年に廃止になって、期間も10年たっておりまして、結果的に湖西市は対象者はいないということなんですが、税法上はまだ制度として残ってるということで、市のほうの条例も対象者はいないですが規定を改正するというものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） 対象者がいないということで分かりました。

139条の3の（2）対象者がいないからいいかもしれないけれども、（2）に「市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地は減免とする」というふうにならなれております。今回公布されたものに関しましては、大規模災害があった際の市民税等の減免措置というふうになっているわけですけども、自分としてはちょっとこの（2）の文言と大規模災害というのが整合性があるのかなというふうには感じました。まずは、大規模災害という定義をお聞きしたいと思います。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） 今回のこの条例改正、制度改正の基が今回の能登半島地震というようなことで、イメージとしてはやはり地域全体が被害を被って、例えば住民の方等も通常のそういう申告の手続ができないとか、そういうような状況を想定しておりますので、一律に例えば震度幾つ以上の地震だったとかそういう規定はありませんが、イメージとしては本当に住民の方が、申請行為等もできないような状況を想定をしているということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） そうしますと、139条の3の（2）は、このまま文言としては残していく、あとの追加文言の中で市長が判断すればできますよというその中に、この大規模災害という定義も含んでいくというそういうことでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） 今回の制度の目的が、大規模災害等ということになりますので、今議員おっしゃるとおり定義の中に含むということになります。以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） 分かりました、ありがとうございます。特別土地保有というのは、ある程度、土地の有効活用とかそういうのを図るためにやっている制度なんですけども、湖西市も企業立地奨励金とか、あとは今年度も土地の有効活用の一体化とかっていうのをやってるんですけども、やはりこの特別土地保有税ということに関しては、ふじのくにのフロンティアのところに登録してあるとか、そういう土地以外は、この減免は受けられないという考え方でよろしいんでしょうか。企業立地奨励金も失礼ですけどもお出しして、それでいて万が一、この大規模災害というのは本当に激甚災害ぐらいのものだと思うんですけども、そういうものに遭遇したらそれはそれ、こちらも減免というふうに両方受けられる、両方対象になるということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

この特別土地保有税ですけど、例えば有効活用の目的もなく所有している場合にかかった税金になります。ということで、取得した土地とか保有してる土地が、その後、例えば工業用地に活用するとかそういう目的があれば、保有税の対象からは外れますので、使用目的がない場合に限っての税ということになります。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） というと、企業立地とは相まってますよ、二重にはなりませんよという解釈でいいということですか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） 企業立地等で活用の目的があれば、その特別保有税の対象から外れるということになります。そもそも課税対象ではないということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷議員。

○17番（神谷里枝） そこは分かりました。

それから、大規模災害っていうものがある程度認定されてこういう動きが、市長の権限でもできるようになると思うんですけども、それは国のほうで認定されて初めてこういった、日にちがたってからでしようけども流れになっていくんでしょうか、少し手順が分かれば教えてください。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えいたします。

まず今回、減免については手順として、まず申請者本人から減免の申請をいたします。そのときに、例えば家屋であれば、例えば地震とかということで家屋の倒壊が対象になって、固定資産税の減免というケースが多いと思うんですけど、そういうときには罹災証明を本人さんが取って、職員がそれを確認に行って、それで減免の可否を決定するという形になります。それを今回の大規模災害のときには、それを一般的に見て今回の能登地震のときにも、建物はやっぱり実際の利用はできないような状況ですし、それを個人の申請を省略して、市長の職権ですることによって、例えば住民の皆さんのそういう手間を省くというような目的です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員、よろしいですか。

○17番（神谷里枝） 要するに、そうしますと大規模災害云々というときには申告書を出さなくてもいいけども、それ以外のそれこそあれですか、139条の3の（2）の市の全部又は一部にわたる災害云々っていうので、そういう大規模災害に認定されていないとき以外は、やはり本人は申告書の提出が必要ということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） 今回の市長の職権でできるというのが、やはり地域の皆様の状況を見ての判断になりますので、実際に大規模災害に認定したしないは、そこについては特に規定はありません。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） うまく理解はできないんですけども、そうするとあくまでも罹災証明等をもらって、職員も確認したりして、そういった書類を最終的には市長なりのところまで上げて、市長がこれは出さなくてもいいですよと判断すれば、もういいということですか。それで対応できていくっていうその線引きみたいなのもあるのかどうかもちょうと分かんないんですけども、あくまでも本人さんと職員さんが上げてきた資料を基に市長が判断する、そういうことでしょうか。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） 今議員おっしゃるとおり、やはり職員が上げたということは、現地を当然見てということになりますので、それを基に減免をとということになりますので、今の議員言われるその流れになります。実際と違うのは、個人の方が申請をするか否か、その違いになると思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。要するに、本当に二通りあるっていうような解釈を持っていて、大規模災害の場合とそうでない場合、そうでない場合はやはり個人の申請がまずは必要になってくる、すごい大枠で解釈しましたんで取りあえずありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、神谷里枝議員の質問を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか、よろしいですか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第49号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

○議長（馬場 衛） 日程第4 議案第50号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第50号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布をされたことに伴い、湖西市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が令和6年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方

自治法第179条第1項の規定により、湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

改正内容は、令和6年評価替えに伴う都市計画税の特例の延長及び条例全体にわたり、法改正に伴う項ずれの整理を行ったものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第50号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

○議長（馬場 衛） 日程第5 議案第51号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第51号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるものでございます。

この改正が令和6年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

主な改正内容は、地方税法施行令のとおり、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げるもの、及び前年の所得が一定以下の世帯に対し、均等割額と平等割額を軽減する制度における5割軽減世帯と2割軽減世帯の所得要件を緩和をし、対象世帯を拡大するものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第51号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

○議長（馬場 衛） 日程第6 議案第52号 令和

6年度湖西市環境センターリサイクルプラザ火災復旧工事の契約締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（馬場 衛） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第52号につきまして御説明を申し上げます。

本案、令和6年度湖西市環境センターリサイクルプラザ火災復旧工事につきましては、去る4月3日に随意契約により、荏原環境プラント株式会社営業第一部が採用をされましたので、8億5,360万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、本工事につきましては、令和7年3月21日の完成を予定するものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

1番 相曽桃子議員。

〔1番 相曽桃子登壇〕

○議長（馬場 衛） 相曽桃子議員、どうぞ。

○1番（相曽桃子） 1番 相曽桃子です。議案第52号 令和6年度湖西市環境センターリサイクルプラザ火災復旧工事の契約締結について、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、特命随意契約とした理由をお伺いします。それに伴っての、地方自治法施行令167条の2第1項のどれに当たるかも御説明をお願いします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

工事の請負業者は、令和3年から実施いたしました湖西市環境センター基幹的設備改良工事の事業主体でありまして、今回の火災において火災した機器には、基幹改良工事で既に更新済みであったものや火災発生日以降に更新予定だったもの、こちらが含まれているため、基幹改良工事と火災復旧工事では

施工箇所や施工時期が相互に錯綜する、そういった密接した関係にありますことから、一体での施工が技術的に必要とされるため、特命随意契約を行うものであります。

地方自治法の第167条の2第1項の第6号、「競争入札に付することが不利と認められるとき」、こちらに該当いたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） 1番 相曽桃子議員、どうぞ。

○1番（相曽桃子） 答弁中に、一体での施工が技術的に必要とされるためというのが理由であると思うんですけども、競争入札だとどのように不利になるかについて、十分検討されたのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

やはり、今までこの建築施工をしてきた荏原環境プラント、実際は当時、建築施工は荏原製作所が実施しておりましたが、その事業の継承会社として荏原環境プラントというところで、やはり現場の構造を一番掌握しているといったこともございます。それと、先ほど申し上げました発注する業務が、やはりPFIの実施の荏原環境プラントが実施する基幹改良工事と重複するといったところから、やはり競争入札には、付することが不利であろうということで判断いたしました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曽桃子議員。

○1番（相曽桃子） それでは、8億5,360万円の内訳のほうをお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

工事費の内訳でございますが、プラントの機械関係、こちらが4億2,000万円、建物などの建築関係、こちらが2億1,000万円、その他、共通仮設費などの経費が1億6,000万円であります。

プラント機械の工事といたしましては、焼損しましたアルミ選別機、またアルミ選別機の投入コンベヤー、あとは集じん装置のフィルター、各種操作盤の更新であります。

建築工事といたしましては、高温にさらされまし

た鉄骨、あとALCのパネル、こちらの撤去・復旧、こういった内容であります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曽桃子議員。

○1番（相曽桃子） 今の答弁の合計金額が7億9,000万円になると思うんですけども、ほかの6,360万円の内訳はどうなっているのか、お伺いしてもよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 暫時休憩とします。

午後1時45分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

環境部長。

○環境部長（石田裕之） 先ほどの申し上げました数字は、税抜きで今説明いたしましたので、その辺で御理解いただきたいと思います。

○議長（馬場 衛） 相曽桃子議員。

○1番（相曽桃子） 金額のほうは確認できましたが、それについて支払うときの財源についてどのようにお考えなのかもお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

歳入ということで保険金、市有物件共済会の保険に加入しております。一応保険金の計上額、予算でいきますと計上額が3億6,314万6,000円、こちらは当初予算のほうで保険金として計上させていただいております。その他につきましては基金のほうで、残り約5億円は公共施設整備基金のほうで充当するという予定ではあります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曽桃子議員。

○1番（相曽桃子） 続きまして、完了の日付のほうは分かったんですけど、それまでの工期の日程のほうもお伺いしてもよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

まず、契約後でございますが、6月までに仮設足場の設置工事、こちらを行います。7月から外壁の

パネル、あと鉄骨の解体撤去、こういった作業に入り、その後10月末をめどに建物の復旧作業を進めます。11月から12月にかけて焼損しましたコンベヤー、アルミ選別機などのプラントの撤去、据付け作業を行いまして翌年の1月以降に電気系統、こちらの復旧を行い、試運転を行いまして3月までに完了すると、こういったスケジュールで工期日程を考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曽桃子議員。

○1番（相曽桃子） 工事の開始に伴いまして、環境センターへの搬入や日々のごみ出しなど、制限されることということがあるのかどうか、市民生活への影響にあるのかをお伺いします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

今回の現場につきましては、リサイクルプラザという部分でございまして、不燃物のごみ処理につきましては、今仮設でルートを若干、アルミ部分だけ今焼損してるものですから、その他については火災に遭っていないというところで、アルミに入る手前から別ルートをつくって、今仮設で不燃物処理もしておりまして、市民から出た不燃物の処理については自前処理ができる状態が継続いたします。また、工事中につきましても、その辺は若干切り替えとかいうときに仮設が止まる部分もございしますが、工事現場といたしましてはスムーズに進められるというふうに考えております。その他の市民が搬入する部分や、あと事業さんが不燃物を持ってきたりというルートについては影響はございません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曽桃子議員。

○1番（相曽桃子） 影響がないということで安心いたしました。

あと、コンクリートの火災をされてますので、それについて強度や耐久性の低下について、問題がないのかをお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

昨年10月からこの6年の1月までに実施いたし

ました火害調査におきまして、コンクリートの圧縮強度の試験、こちらを行っております。試験を行った結果、建物の躯体については全て設計基準強度を満足しておりまして、構造耐力上、問題ないという報告を受けております。ただし一方、外壁でありますALCのパネル、こちらにつきましては表面に亀甲状のひび割れ、また脆弱化、こういったことが見受けられるため、パネルの取替えを実施する予定であります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曽桃子議員、どうぞ。

○1番（相曽桃子） 分かりました。

あと、今後工事が完了して、今度は火災が発生する可能性を踏まえて対応する設備等に関しまして、この今回の復旧工事に含まれているのかをお伺いいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

今後の火災対策、こちらにいたしましては当初から、令和3年から3年間でリサイクルプラザの改修工事、基幹改良工事、こちらのプラント機器への入替え作業の中に火災対策が既に盛り込まれておりました。例えば火災検知器、または散水装置の全て増設、そういった計画が組み込まれておりましたので、これらを実際、今後実施いたします基幹改良工事の中で増設をいたしますことにより、早い段階での火災を食い止めることができるというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 相曽桃子議員。

○1番（相曽桃子） 今の答弁ですと、今回の工事の中には特には入っておらず、もともと計画していたとおりで問題ないということに理解すればよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございしますが、その後やはりこの散水とか火災検知器の増設は既に計画しておりましたが、さらにもう一回見直して、この基幹改良工事、当初の工事請負費の中でもう一度見直し

て機器を数個増やしたり、若干そこら辺の見直しもした工事を基幹改良工事の中ではやっていくといったことで、進めていきたいと考えております。

○議長（馬場 衛） 相曽桃子議員。

○1番（相曽桃子） また、同じようなことが起きないように、対策のほうをしっかりと含めた工事になっていただけるように、これから見直しのほうもよろしくお願ひしたいと思っております。

ちょっと最後になりますけれども、期間が決まっておりますが、追加工事が発生する可能性のほうはないのかをお伺ひいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） 先ほど申し上げました火害調査、こちらが昨年の10月からこの1月まで火害調査を実施しておりますので、その調査結果を基に復旧箇所、復旧費用、こういった費用が算出されているということから、追加工事の発生は現時点では想定されておられません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 相曽議員。

○1番（相曽桃子） 現時点では発生ないと確認いたしましたますが、期間があるということで必要があればまたっていうことは避けたいことありますので、この火害調査はしっかりされたということですので、追加の工事が発生しないようお願いしたいと思って、私からの質疑は終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、相曽桃子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

17番 神谷里枝議員。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員、どうぞ。

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝です。同じところで質問させていただきます。

ただいまの細かな点、いろいろ質疑答弁がありまして分かった点も多いんですけども、いま一度確認させていただきます。

まず最初に、1月19日の第1回の臨時会に間に合わなかったのは、火害調査が10月から今年の1月までかかったために、第1回の臨時会には間に合わな

かった、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いします。環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、火害調査を9月補正で予算化していただいて、荏原環境プラントに調査をしていただきました。その中で、やはり様々な調査、実際コア抜きしてコンクリートを取って強度を調査して、そういった結果が出てくるのが1月いっぱいまでかかってしまったということで、実際6年度当初予算の要求も本当ぎりぎり、取りあえず仮で予算を上げさせていただいて、調査結果を基に今回予算審議の数字を固めたというようなことで、やはり調査結果が長引いたことによって、1月19日の臨時会には間に合わなかったというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員、どうぞ。

○17番（神谷里枝） そこは分かりました。そうしますと、火害調査結果を議員全員協議会で報告するいとまもなかったということでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

今議員おっしゃるとおり、やはりまず火害調査がいわゆる実施設計、工事請負契約を出すための、最終的には工事内容の計画を出していただくための調査になりますので、まずはその工事費を算出させていただくということにやはり重きを置いたといったところで、予算を計上する準備をまず急いだということで、なかなか議員全員協議会のほうで調査結果をお知らせするというタイミングがなかったというふうに思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。それこそ、今回議案に上がってきて自分たちも令和6年度の予算を承認しておきながら、しっかり見落としちゃってしまっていたというのが本当に猛省するところではあります、そういった中で、以前に議員全員協議会で私も質問したと思うんですけども、こうい

った指定管理をお願いしている公共施設において火災が発生した場合、これは管理を請け負っていただいている側には責任は問えないってということで、それでよかったのかどうか、いま一度確認いたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、P F I 事業のこういった請け負ってる事業者の責任でございますが、やはり第三者の見解を確認するといったことで、当時 P F I の事業者選定委員会の委員長のところへ、弁護士さんでございますがそちらに相談をさせていただきました。そういったところから、やはり市民から出てきます一般廃棄物につきましては、様々なものが混ざっているという性質を考えると、やはり運営事業者に責任を求めるのは難しいというふうな見解をいただいております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） 様々なものが混ざっているから責任を問うのは難しいってということで、現在に至ってきているってということだと思います。

そういった中で、そうしますとまず歳入のほうで火災のお金が入ってるわけですが、3億6,314万6,000円入っているわけですが、これが8億幾らの金額に対して、この3億6,314万6,000円が入ってきたという、まずそういうことでよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

今回の8億円に対して建築設備が100%、プラント機器が20%という計算で、実際の市有物件共済会の職員も現場を立会いした上でこういった数字を試算しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） 業者さんのほうから金額が上がってきたと思うんですけども、それに関してどのような金額の精査を行って、今回契約を締結しようとしているのか、御説明できる範囲内をお願いいたします。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

まず人件費、こちらにつきましては公共労務単価がございます。そちらにより確認をしたりしております。また、実際こういった特殊なプラント施設の復旧という特殊性から、やはりどうしても事業者からの見積りに頼らざるを得ない、そういった一面もございますことから、ほかの自治体の火災が発生した事故、そういった事例を調べまして、それと湖西市の今回の火災の内容と比較した中で、見積もり提示された金額が適正であるかどうかといった点を検証して、判断して今回適正であると判断した数字でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） 他自治体の火災のところの数字を参考に、金額のほうを決めていきましたよという内容だったと思うんですけども、そうしますと当初、荏原さんのほうから出てきた金額のうちのおおむねどのくらいの率で今回契約に至るんでしょうか。発言しやすい方法で構いません。

○議長（馬場 衛） 総務部長。

○総務部長（安形知哉） お答えをいたします。

今回、落札率ということでちょっとお答えをさせてもらいたいと思います。

今回、落札率ということで98.5%という数字が出ております。予定価格に対して応札がありまして、その率として98.5%ということになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） 恐らく部長が頑張ってくださいとは思いますが、落札率が98.5%というと、そんなに下がったのではないのかなという解釈も受けますが、特殊なリサイクルセンターということもあって、なかなかやむを得ないのかなってことはお察しします。

いずれにしても、指定管理を受けている業者側には一切非はないという表現はいけませんが、財政的負担は求めない。そして、火災保険の関係で3億6,314万6,000円入ってきて、あとの残金は

公共施設整備基金のほうから約5億円ぐらいですか崩して、今年度対応しますということでおおむね流れは見えました。ありがとうございます。

やっぱり、先ほどの答弁にもありましたけども、二度とこういった事故が起こらないようにはしていただかないといけないということで、そういった先ほどの答弁の中で、アルミ選別の機器も入れ替えるつもりだったところが、今度火災になってしまったのでそこも対応していく、散水も増やしていくというような御答弁だったと思うんですけども、やはり今回も口元は消火したけども、それがベルトコンベヤーで遠くへ飛んでしまって、火災が余計大きくなってしまったっていうので本当にそこで早く、リチウム電池なりなんなりが混ざってる、そこですぐ食い止められるような対策がなされているっていう解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

火災検知器というものが、火が起きると反応する検知器があると同時に、自動で散水するというセットで設備されております。これを、当然口元であったりそれぞれそういった不燃物が流れる場所に数多く設置することによって、火が起きても散水して火災を防げるというようなこともありますし、さらに人間の目で、目視で火が起きた際も防げるような二重の対策を施す予定であります。

それで今回、長い時間火災が長引いてしまった理由というのが、ベルトコンベヤーを囲っている筒状の中に火が回ってしまって、消防隊の放水の水がなかなか届かなかったといったことで、筒状のベルトコンベヤーの中の対策というのを、今回かなり重点を置いて行っておりますし、コンベヤー自身も燃えない材質のものに替えたり、そういったところで火災検知器や散水というものも、その周辺に増設したりとかしながら、たとえ発火してもすぐ散水で消し止められるような対策、さらには人が目で見て、目視で火を防げるような対策、そういったものを今後工事の中でしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

最後になりますけども、そもそこのリサイクルセンター、環境センターというのは最初から荏原さんに設計とかそういうのもお願いしてたと思うんですけども、その時点では今部長が御答弁くださったような、そういった設備対応というのはその当時は考えられなかったっていうことになるわけでしょうか。何十年もたちますので、今はそういった最新の設備があるので、それを今回、復旧工事の中で取り入れていきますよって、そういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

平成10年にリサイクルプラザ、いわゆる環境センターを稼働した当時は、こういったここまでリチウムイオン電池が普及するという考えもなく、最小限の火災とか散水設備しかなかったという状態で、20年近く経過しております。今の時代、これだけリチウムイオン電池が普及し、日本全国でこういった設備で火災が発生しているということを考慮した上で、今回、火災検知器だけでも20個とか、そういった増設をかなり多くするというところで設計の中に盛り込んでおりますし、工事の中に盛り込んでおりますので、やはりこれだけリチウムイオン電池が普及する、さらには今後もっとほかのそういったエネルギーを入れた電池が普及していくのかもしれませんが、今現状ではこれだけのリチウム電池が、さらには普及するだろうということでの改良を、まずはしていくということで考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。なかなか、すごい先まで見通すというのは本当に大変だなと思いますけども、財源を抑えたくて、ちょっとこのくらいに抑えとこうっていうのも、こういう公共施設に投資していくときには、ある程度、厚めに投資していくほうが後々いいのかなという気もしますけども、今回はこういった金額で行うということで承知しました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、17番 神谷里枝議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第52号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

総務部長のほうから、先ほどの答弁の訂正があると申出がありましたので、総務部長、登壇してお願いいたします。

〔総務部長 安形知哉登壇〕

○総務部長（安形知哉） 先ほど議案第49号、楠議員の質疑の中で、私の答弁で数字をちょっと間違えておりましたので、すみません、訂正をさせていただきます。

先ほど扶養の対象となる金額を38万円とお答えをしてましたが、これ48万円の誤りでしたので訂正をさせていただきます。

それともう一点、今回の定額減税の基準日なんです、令和5年12月1日と申し上げましたところ、

こちらのほうについては令和5年12月31日が基準日となるということです、この2点を訂正をさせていただきますと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（馬場 衛） 12番 楠 浩幸議員、よろしいでしょうか。

○12番（楠 浩幸） はい。

○議長（馬場 衛） それでは、以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和6年第2回湖西市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 馬 場 衛

署名議員 竹 内 祐 子

署名議員 荻 野 利 明